

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十三号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（へき地手当等） 第九条（略）</p> <p>2 へき地学校及び準へき地学校（以下「へき地学校等」という。）は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 職員がへき地学校等若しくは特設学校（以下「へき地等学校」という。）以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地等学校に該当しないこととなつた場合、当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>二 職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴つて職員が住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合（当</p>	<p>（へき地手当等） 第九条（略）</p> <p>2 へき地学校及び準へき地学校は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「施行規則」という。）で定める基準を参酌して教育委員会規則で定める基準に従い、教育委員会規則で指定する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 3 給与条例第十一条の二の規定による地域手当が支給される地域に所在するへき地学校及び準へき地学校（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員には、同条の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一 職員がへき地学校等若しくは特設学校以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のため、へき地学校等若しくは特設学校に該当しないこととなつた場合、当該異動又は移転等の日の前日</p> <p>二 職員が他のへき地学校等若しくは特設学校に異動し、当該異動に伴つて職員が住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を</p>

<p>4 3 前日 (略)</p> <p>4 3 第一項に規定するもののほか、次に掲げる職員にへき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>1 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)(前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの)</p> <p>2 新たに採用された職員で、新たに採用された日(以下この条において「採用日」という。)(前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動したことに伴つて住居を移転したものとなるもの</p> <p>5 前項各号に掲げる職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 前項第一号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間</p> <p>2 前項第二号に掲げる職員 当該職員が採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項(第一号に係る部分に限る。)(及びこの項(前号に係る部分に限る。))の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間</p> <p>6 (略)</p>	<p>4 3 前日 (略)</p> <p>4 3 第一項に規定するもののほか、次に掲げる職員にへき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>1 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)(前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの)</p> <p>2 新たに採用された職員で、新たに採用された日(以下この条において「採用日」という。)(前日に勤務していた学校等に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動したことに伴つて住居を移転したものとなるもの</p> <p>5 前項の職員に係るへき地手当に準ずる手当の支給期間及び月額は、当該職員の指定日に勤務する学校等が当該異動の前日にへき地学校等又は特地学校に該当していたものとした場合に第二項及び第三項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p> <p>6 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。